

西条市新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画



平成27年3月

西 条 市

目 次

I 計画策定の背景	1
II 対策の基本方針	3
II-1 対策の目的	3
II-2 対策の基本的な考え方	4
II-3 対策実施上の留意点	5
II-4 発生時の被害想定について	6
II-5 対策推進の役割分担	8
II-6 行動計画の主要6項目	10
(1) 実施体制	10
(2) サーベイランス・情報収集	11
(3) 情報提供・共有	11
(4) 予防・まん延防止	11
(5) 医療体制	14
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	15
II-7 発生段階に応じた対応	16
II-8 各部局の主な対応業務（概要）	19
III 発生段階に応じた対策	21
・未発生期	21
・海外発生期	25
・県外発生期（地域未発生期） 県内発生早期（地域発生早期）	28
・県内感染期（地域感染期）	33
・小康期	38
○ 参考資料1 【用語解説】	40
○ 参考資料2 西条市新型インフルエンザ等対策本部条例	43
○ 参考資料3 西条市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱(案)	44
○ 参考資料4 西条市新型インフルエンザ等対策の実施体制	45

I 計画策定の背景

(1) 計画の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要がある。

過去の事例として、1918 年（大正 8 年）のスペイン風邪は世界の患者数が約 6 億人、死亡者数 2,000～4,000 万人、日本でも患者数約 2,300 万人、死者数約 38 万人と報告されている。

また、2009 年（平成 21 年）4 月、メキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病原性は低かったものの世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2,000 万人が罹患したと推計された。国内の入院や死亡の状況は諸外国に比べ低い水準ではあったが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人（2010 年 9 月時点）、死亡率は 0.16 人（人口 10 万対）であった。

こうした状況を踏まえて、今後新型インフルエンザや感染症が発生しまん延する場合に備え、対策の実効性をより高めるため新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定された。（平成 24 年 5 月 11 日公布、平成 25 年 4 月 13 日施行）

本計画は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、都道府県、市町村において整合性ある対策を講じるため、下記の国及び県の行動計画等に基づき策定するものである。

『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』

＊策定主体／国

＊策定時期／平成 25 年 6 月 7 日

『愛媛県新型インフルエンザ対策行動計画』

＊策定主体／愛媛県

＊策定時期／平成 25 年 12 月 16 日

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化

を図るものである。

(3) 対象とする感染症について

本計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
 - ・ 新型インフルエンザ……………国民が免疫を獲得していない新型のもの
 - ・ 再興型インフルエンザ……………過去に世界的に流行し、それから長期間経過して国民の大部分が免疫を持っていないもの
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
 - ・ 新感染症……………既に知られている感染症と病状や治療の結果が異なるもの

Ⅱ 対策の基本方針

Ⅱ-1 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

ほとんどの人が免疫を持っていない場合は大流行となり、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないことから、危機管理の重要な課題と位置付けられる。

こうしたことを踏まえて、本市における新型インフルエンザ等対策の目的は、次のとおりとする。

■ **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**

- ・ 流行のピークを遅らせ、医療やワクチン接種の体制を十分に確保する。
- ・ 患者数を少なくして、医療の負荷を軽減し必要な医療を提供する。

■ **市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**

- ・ 地域での感染拡大防止等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 医療や市民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

Ⅱ-2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があり、本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるものとする。

国の方針に沿って、社会状況や医療体制等を考慮し、各種対策を総合的・効果的に組み合わせ実施することとし、発生段階に応じて、県や近隣市町と連携し、住民に最も近い行政単位としての必要な対策を講じる。

- 発生前の段階では、医療体制や予防接種体制の整備、企業への業務継続の協力体制の整備、市民に対する啓発など発生に備えた事前準備を周到に行う。
- 海外発生段階から国内及び県内での発生早期段階においては、関係機関への情報提供や協力要請など対策の実施に向けての体制を整える。
- 市内での発生段階においては、感染拡大を抑制するための各種の対策を実施する。病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等必要な対応を行う。
- 市内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と連携し、状況に応じて臨機応変に対応する。
- 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染対策と、医療対応を組み合わせ総合的に行うことが必要である。
また、まん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動を行なうなど、社会全体が一体となって積極的に取り組むことが必要である。

Ⅱ-3 対策実施上の留意点

県、市町又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととしている。この場合において、市は、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお、医療機関への医療等の実施、不要不急の外出の自粛、学校・興行場等の使用制限、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることとしているが、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部(P10 実施体制参照)は、政府対策本部や県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要がある場合は、速やかに要請を行う。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存するとともに公表する。

Ⅱ-4 発生時の被害想定について

(1) 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定しており、これに準じ、本市の行動計画も同様の算出方法で推計する。

< 全国の流行規模（推計） >

- 罹患者数 3,200 万人（全人口の 25%）
- 医療機関受診者数 約 2,500 万人（上限値）

	病原性が中等度	病原性が重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数	約 17 万人	約 64 万人
最大入院患者数／日	約 10.1 万人	約 39.9 万人

※ 病原性が中等度：アジアかぜ程度（致死率 0.53%）

※ 病原性が重度：スペインかぜ程度（致死率 2.0%）

- 全国で従業員本人や家族の罹患により、最大 40%程度の欠勤が想定される。

< 愛媛県の流行規模（推計） >

- 罹患者数 357,873 人（平成 22 年国勢調査による県民総人口×25%）
- 医療機関受診者数 285,875 人（上限値）

	病原性が中等度	病原性が重度
入院患者数	6,741 人	約 21,600 人
死亡者数	2,187 人	約 7,200 人
最大入院患者数／日	1,285 人	4,116 人

※ 病原性が中等度及び重度の定義は、国と同じ。

※ 最大入院患者数は、流行が約 8 週間続くと仮定した場合

※ 死亡者数は、病原性が重度の場合は、国と同様の方法で算出。

< 西条市の流行規模（推計） >

- 罹患者数 28,500 人（平成 25 年 3 月末の市総人口 114,003 人×25%）
- 医療機関受診者数 約 22,300 人（上限値）

	病原性が中等度	病原性が重度
入院患者数	約 450 人	約 1,700 人

死亡者数	151 人	570 人
最大入院患者数／日	約 90 人	約 360 人

※ 国と同様の方法で算出

(2) 新感染症

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としている。

そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなるが、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

Ⅱ-5 対策推進の役割分担

(1) 国の役割

- ① 対策を的確かつ迅速に実施するため、地方公共団体及び指定（地方）公共機関の支援も含め、国全体で万全の態勢を整備する。
- ② ワクチンその他医薬品の調査・研究の推進とともに、WHO等その他国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査・研究に係る国際協力を推進する。
- ③ 発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県の役割

- ① 基本的対処方針に基づき、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。
- ② 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割も担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確に判断し対応する。

(3) 市の役割

- ① 基本的対処方針に基づき、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。
- ② 地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に關し、主体的に対策を実施する。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ① 地域医療体制確保のため、患者を診療するための院内感染対策や医療資器材の確保等を推進する。
- ② 医療機関が策定する診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関

- ① 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生時には、特措法に基づき対策を実施する責務がある。

(6) 登録事業者の役割

- ① 医療提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、発生時において、市民が最低限の生活を維持できるよう、職場の感染予防対策や重要業務の事業継続に努める。

(7) 一般の事業者

- ① 発生時に備えて職場における感染防止対策を徹底する。

- ② 発生時には、一部事業の縮小など感染拡大防止に努める。

(8) 各種施設及び学校の役割

- ① 各種施設及び学校は、日頃から、入所者又は児童・生徒の健康状態の把握に努めるとともに、施設・学校内での感染予防策を徹底する。

(9) 市民

- ① マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルの感染対策の実践に努める。
- ② 発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。
- ③ 発生時には、個人レベルでも情報収集を行い、感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努める。

Ⅱ-6 行動計画の主要6項目

本市の行動計画は、その目的を達成するために、国及び県の行動計画に準じて以下の6項目に分けて立案する。

- | | | |
|--------------|------------------|----------------------|
| (1) 実施体制 | (2) サーベイランス・情報収集 | (3) 情報提供・共有 |
| (4) 予防・まん延防止 | (5) 医療 | (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 |

各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

緊急事態宣言前においては、海外で発生した段階で情報収集・提供体制の強化、対策の準備体制を整えるなど「警戒体制」を整備する。国内で発生した段階又は国内での発生が強まった段階においては、保健福祉部長を会長とする「西条市新型インフルエンザ等対策会議」(以下「対策会議」という。)を開催する。また、県内で発生した段階で市長を本部長とする「西条市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置する。

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく対策本部として設置する。

当対策本部は、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部及び東予地方局現地新型インフルエンザ等対策本部、西条保健所現地対策本部(以下「愛媛県及び東予地方局等の対策本部」という。)と緊密に連携をとるとともに、各関係機関、事業者及び市民等の協力を得ながら各種の対策を推進する。

市においては、各部局間の連携を強化し、全庁をあげて感染拡大防止と市民生活の確保、社会・経済の機能維持に迅速に対応する。

なお、対策本部は、必要に応じて設置段階を繰り上げることとする。

◆ 西条市新型インフルエンザ等対策会議

根拠法令 西条市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱

開催時期 海外又は国内発生時において必要に応じて開催

- 協議事項
- ①情報の共有
 - ②各部局別対策の状況確認
 - ③市の対策の協議 等

構成員 保健福祉部長(会長)、関係部局の部長及び課長、その他の市職員

◆ 西条市新型インフルエンザ等対策本部

根拠法令 ①西条市新型インフルエンザ等対策本部条例

②新型インフルエンザ等対策特別措置法(第34条~36条、第26条(第37条準用規定))

設置時期 ①法定 国が緊急事態宣言発令後に設置

②任意 県内での発生等重大な事態が想定される場合は、必要に応じて、緊急事態宣言以前に設置

協議事項 ①行動計画に基づく対策

- ②県及び関係機関との連携体制
- ③その他情報交換・連絡調整 等

構 成 員 市長を本部長、副市長、教育長を副本部長、本部員（消防長その他の市職員）

※対策会議及び対策本部の組織構成は別添（資料4）に示す。

（2）サーベイランス・情報収集

国、県は新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげ、サーベイランスの結果を迅速かつ定期的に還元する。

市は、国、県から還元される新型インフルエンザ等に関するサーベイランスの結果を入手しつつ、市としても積極的に関係機関を通じて市内の流行状況について把握に努め、効果的な対策に結び付ける。

また、国及び県等からの要請があった場合は、サーベイランス体制の構築等に協力する。

（3）情報提供・共有

①目的

国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人がそれぞれ役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向によるコミュニケーションを図る。

②情報提供手段の確保

インターネット等多様な媒体を用いて、あらゆる人に理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③発生前における情報提供

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する様々な情報（調査研究の結果等）を、市民や医療機関、事業者等に提供する。

④発生時の情報提供及び共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

⑤情報提供体制

対策本部所管部局において情報を収集、整理し、一元的に発信する体制を構築する。市内全域及び全世帯に向けた情報提供は広報担当部局において行うほか、各部局においても関係機関への情報提供、連絡体制を整える。

（4）予防・まん延防止

（4）-1 目的

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備の時間確保と受診患者数等の減少を図る。

（4）-2 主なまん延防止対策

国内発生早期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居

者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を周知・徹底する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等を行う。

(4)-3 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めるとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。

危機管理事態における予防接種には、「特定接種」と「住民接種」があり、その実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を考慮し、国が設置する基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

(A) 特定接種

(A)-1 特定接種

(A)-1-1 特定接種について

- 特定接種とは、特措法第 28 条に基づき臨時に行う予防接種

(A)-1-2 特定接種の対象者

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）

（注）国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務：

国及び地方公共団体と同様の責務を担う指定（地方）公共機関制度を中心とした対象業務を行う事業者。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、介護・福祉事業者。

- 対策の実施に携わる国家公務員
- 対策の実施に携わる地方公務員

(A)-1-3 特定接種の接種順位

- 公益性・公共性を基準として、以下の順を基本とする
- ①医療関係者
- ②対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関等の事業者
- ④その他の事業者

(A)-2 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

(B) 住民接種

(B)-1 住民接種

(B)-1-1 住民接種について

- 緊急事態宣言が行われている場合
特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種（臨時の予防接種）
- 緊急事態宣言が行われていない場合
予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）

(B)-1-2 住民接種の接種順位

- 以下の4つの群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。
 - ① 医学的ハイリスク者・基礎疾患を有する者・妊婦
(注) 医学的ハイリスク者：
呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症により重症化のリスクが高いと考えられる者
 - ② 小児
(注) 1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
 - ③ 成人・若年者
 - ④ 高齢者
(注) ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

(B)-1-3 接種順位の基本的な考え方

- ・重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- ・我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

- ・重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(B)-2 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(5) 医療体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済活動への影響を最小限にとどめるため医療の提供が必要であるが、そのためには、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）を効率的・効果的に提供できる医療体制を事前に計画し整備しておくことが重要である。

医療体制は、二次医療圏等の圏域を単位とし、県を中心とした広域での対応を想定し整備する必要があるため、県及び近隣市町と連携し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(5)-1 医療体制の整備

- ・二次医療圏等の圏域を単位とした対策会議の設置準備
保健所を中心として、地域の医師会、薬剤師会、中核的医療機関（国立病院機構の病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者で構成

(5)-2 発生時における医療体制の維持・確保

県外発生期（地域未発生期）～県内発生早期（地域発生早期）

- ・感染症法に基づく感染症指定医療機関等への入院措置（事前に感染症病床等の利用計画策定）
- ・「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」の確保
- ・一般医療機関における院内感染防止

感染の可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等

- ・医療従事者の防御措置

マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチン接種の実施等

県内感染期(地域感染期)

- ・「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」から一般医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）での診療体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合には重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。
その場合、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等への入院体制及び在宅療養の支援体制を事前に整備しておくことが重要。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの人々が罹患し、各地域の流行が約8週間程度続くと言われている。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国全体において、人々の生活や経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあるため、その影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき連携協力して対応する必要がある。そのためには、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

Ⅱ-7 発生段階に応じた対応

(1) 発生段階

西条市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「本計画」）では、県の行動計画に基づいて、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生しパンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策を定める。

新型インフルエンザ等の発生段階を、次のとおり区分することとする。

【発生段階】

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外において新型インフルエンザ等患者が発生した状態
県外発生期 （地域未発生期）	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期 （地域発生早期）	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期 （地域感染期）	県内で患者が多数発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	県内で患者の発生が減少し、低い水準で停滞した状態

※ 患者：疑似症患者を含む。

(2) 発生段階における対策の目的及び概要

未発生期
<目的> 新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備
① 行動計画の作成・見直しや対策のための組織など対応体制の整備 ② 情報収集・提供、相談体制の検討 ③ 予防接種体制の検討 ④ 地域医療提供体制の整備 ⑤ 社会・経済活動の継続及び制限の事前準備 ⑥ 市民生活の確保の事前準備
海外発生期
<目的> 国内発生に備えた体制の整備
① 市の全部局及び関係機関に準備を促す等警戒体制の整備 ② 西条市新型インフルエンザ等対策会議の開催 ③ 海外発生状況、特徴等について積極的な情報収集 ④ 市民への予防接種の実施体制構築の準備 ⑤ 市民への適切な情報提供及び注意喚起
県外発生期(地域未発生期)／県内発生早期(地域発生早期)
<目的> 市内での感染拡大防止
① 新型インフルエンザ等対策本部の設置(情報共有、総合的な対策の検討) ② 市民への情報提供の強化(基本的な感染予防策の勧奨等) ③ 相談窓口の設置 ④ 医療体制の整備(感染症法に基づく患者対応) ⑤ 国の指示に応じて市民への予防接種の実施(原則として集団的接種) ⑥ 要援護者への支援体制の準備 ⑦ 学校、事業所等に対する感染拡大防止の取組み準備の要請 ⑧ ライフライン確保の準備要請

県内感染期（地域感染期）
<p><目的> 健康被害の最小限抑制及び医療体制の維持 市民生活・地域経済への影響を最小限に抑制</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等対策本部の強化 ② 市民への積極的な情報提供及び注意喚起 ③ 相談窓口体制の強化 ④ 学校、事業者等における感染拡大防止の取組み ⑤ ライフライン・食料等の社会・経済機能の維持・確保 ⑥ 食料品、生活必需品の安定供給 ⑦ 要援護者、自宅療養患者等への支援強化 ⑧ 住民への予防接種を実施 ⑨ 全ての医療機関での診療体制に移行 ⑩ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止

小康期
<p><目的> 市民生活及び地域経済の回復 流行の第二波に備えた体制の再整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ① 実施した対策の評価、見直し ② 第二波に備えた対策の検討・実施（予防接種の実施、医療資器材の再整備、ライフラインの確保等） ③ 情報提供体制の維持 ④ 感染被害者対策（生活相談、メンタルヘルスケア等） ⑤ 西条市新型インフルエンザ等対策本部の縮小・廃止

II-8 各部署の主な対策（概要）

各部署の主な対策は、以下のとおりである。

<新型インフルエンザ等対策における各部署の対応業務>

部署名（主管）	主な対策
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市長・副市長への連絡、安全確保 ② 職員の健康管理 ③ 職員の業務分担
市民安全部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策の進捗管理支援 ② 県対策本部（危機管理部門）との調整 ③ 新型インフルエンザ等対策本部運営の支援 ④ 職員の業務分担の総括支援 ⑤ 食料品等の調達及び配給の総括支援 ⑥ 報道機関への対応補助
保健福祉部	<p><対策本部等></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営 ② 県対策本部（衛生部門）との調整 ③ 新型インフルエンザ等対策会議の開催 ④ 関係機関との連絡体制の確立 ⑤ 情報提供体制の確立 <p><感染防止等の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康相談体制の確立 ② 医療体制の確保 ③ 院内、施設内感染防止策の指導 ④ 保育所・社会福祉施設への指導 ⑤ 要援護者対策 ⑥ 市医師会との調整 ⑦ 予防接種の実施 ⑧ 感染被害者対策（メンタルヘルスケア等）
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 幼稚園児・児童・生徒・教職員の健康管理および家庭の啓発、相談、指導 ② 学校教育及び社会教育施設の衛生管理
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急搬送体制の確立 ② 新型インフルエンザ等対策本部運営の支援

部局名（主管）	主 な 対 策
産業経済部	① 経済団体への協力要請 ② 企業への協力要請 ③ 観光客への情報提供 ④ ライフラインの確保要請 ⑤ 生活必需品（食料等）の確保要請
生活環境部	① 廃棄物収集・処理体制の維持 ② 下水道の機能維持・衛生管理 ③ 水道の安定供給の確保 ④ 遺体安置・火葬・埋葬対策
建設部	① 公共施設等の衛生管理
施設管理部	① 庁舎の衛生管理
財務部	① 予算の措置
農林水産部	① 鳥類、豚等のインフルエンザウイルスの発生状況等の情報収集
企画情報部	① 優先事業の継続体制確保と市事業の縮小の全体調整・管理 ② 市内全域への情報提供 ③ 食料品等の調達及び配給 ④ 報道機関への対応
議会事務局	① 議員への連絡体制の確立
共 通	① 優先事業の継続体制確保と市事業の縮小 ② 利用者・市民への情報提供、相談体制の確立 ③ 関係機関への情報提供、連絡体制の確立 ④ 大規模集会の自粛要請、学校・施設・事業所の休業対策 ⑤ 所管施設の衛生管理 ⑥ 他部局への応援

Ⅲ 発生段階に応じた対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

【未発生期】	
■ 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【目的】	新型インフルエンザ等の発生に備えた体制の整備
【主な対策】	<ul style="list-style-type: none"> ① 行動計画の作成・見直しや対策のための組織など対応体制の整備 ② 情報収集・提供、相談体制の検討 ③ 予防接種体制の検討 ④ 地域医療提供体制の整備 ⑤ 社会・経済活動の継続及び制限の事前準備 ⑥ 市民生活の確保の事前準備

(1) 実施体制

<p>(1)-1 危機管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 西条市新型インフルエンザ等対策会議及び西条市新型インフルエンザ等対策本部の体制整備を図る。 ② 関係機関に対し対策の実施体制等を周知し確認を行う。 	<p>保健福祉部 市民安全部 保健福祉部 市民安全部</p>
<p>(1)-2 行動計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、適宜、見直しを行う。 ② 各部局における業務継続計画及び対応マニュアル等を作成し、必要に応じて見直しを行う。 ③ 行動計画等について関係機関、市民に周知し協力を要請する。 	<p>保健福祉部 市民安全部 関係部局 関係部局</p>
<p>(1)-3 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県や他市町、関係機関と平素から情報交換を行い、連携を進める。 ② 市の各部局において、発生時の対応方法について周知徹底し、連携体制を整える。 	<p>関係部局 保健福祉部 市民安全部</p>

(2) サーベイランス・情報収集

<p>(2)-1 情報収集</p> <p>① 鳥類、豚等のインフルエンザウイルスの発生状況等及び新型インフルエンザ等の出現の可能性等についての情報収集を行う。</p> <p>② 季節性も含めたインフルエンザの発生動向、入院・死亡の状況及び学校等における感染状況等の状況把握を行う。</p>	<p>保健福祉部 農林水産部 保健福祉部 教育委員会</p>
--	--

(3) 情報提供・共有

<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 新型及び季節性インフルエンザを含めて、市のホームページ、各種広報等を通じ、感染予防対策等の情報提供を行う。</p> <p>② 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた情報提供の内容や方法等についての検討を行う。</p>	<p>保健福祉部 企画情報部 保健福祉部 関係部局</p>
<p>(3)-2 情報共有</p> <p>① 西条市庁内LANシステム等を活用して、庁内関係者間で、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報の共有を行うとともに、必要に応じ、関係機関へ情報提供し共有を図る。</p>	<p>関係部局</p>
<p>(3)-3 相談窓口</p> <p>① 発生段階に応じた市の相談窓口体制を検討する。</p>	<p>保健福祉部 関係部局</p>

(4) 予防・まん延防止

<p>(4)-1 対策実施のための準備</p> <p>① 個人における対策の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 ・また、緊急事態における不要不急の外出自粛要請等についての理解促進を図る。 <p>② 地域対策・職場対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時における個人の対策、職場での感染防止対策の周知を図るための準備を行う。 ・緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策の周知を図るための準備を行う。 <p>③ 感染予防対策用資器材（マスクや消毒液等）の備蓄を図る。</p>	<p>保健福祉部 関係部局 保健福祉部 関係部局 保健福祉部 教育委員会</p>
---	--

<p>(4)-2 予防接種体制 (特定接種)</p> <p>① 国及び県の要請の下、特定接種対象者に対する接種体制（集団接種が原則）の構築に協力する。</p> <p>(住民に対する予防接種)</p> <p>① 市民へのワクチン接種体制の構築を図る。</p> <p>② 県内の市町と協議し、市外での広域的な接種ができる体制の構築を検討する。</p> <p>③ 医師会、事業者、学校関係者等と協力し、予防接種の具体的な実施方法の準備を進める。（接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等）</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部 保健福祉部</p> <p>保健福祉部 教育委員会 産業経済部</p>
<p>(4)-3 予防接種への理解促進</p> <p>① 市民に対し、予防接種の基本的な情報提供を行い、理解促進を図る。 （ワクチンの役割、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等）</p>	<p>保健福祉部</p>

(5) 医療

<p>(5)-1 地域医療体制の整備</p> <p>県と連携し、以下の整備等を行う。</p> <p>① 関係機関（医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等）と密接に連携を図り地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。</p> <p>② 医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断、治療方針等に関する情報を提供する。</p> <p>③ 医療機関に対し、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）の確保、院内感染対策の徹底を要請する。</p>	<p>保健福祉部 消防本部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
<p>(5)-2 県内発生時(地域発生時)に備えた医療の確保</p> <p>① 県が行う医療機能の維持確保のため、以下の取組みに協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携し、医療機関に対し、その特性や診療規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、支援する。 ・ 感染時等における医療機関への情報伝達方法及び医療機関からの患者情報、空床状況等の情報収集方法を検討する。 ・ 医療機関での入院患者の収容能力が超えた場合に備え、臨時の医療施設等での医療提供について検討する。 ・ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。 <p>② 市は、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の準備を進める。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>消防本部</p>

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 事業継続計画 ① 県と連携し、市内事業者に対し、業務計画の検討及び策定を要請する。	保健福祉部 産業経済部
(6)-2 社会・経済活動の継続及び制限の準備 ① 発生時に備えて、市内事業者等に対し、職場の感染対策、重要業務の継続の準備や、一部の業務縮小、休業等経済活動の制限についての準備を要請する。 ② 市の必要業務の継続の準備や、一部の業務縮小、集会等の自粛要請、学校・施設等の休業等社会的活動制限に関する準備を検討する。	産業経済部 関係部局
(6)-3 要援護者への生活支援の準備 ① 地域感染期等における在宅の高齢者、障害者等要援護者の把握及び生活支援等について具体的手続きを検討する。 ・対象世帯の把握（一覧表の作成） ・生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等	保健福祉部
(6)-4 物資及び資材の備蓄等 ① 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、又は施設及び設備の整備等に努める。	保健福祉部 関係部局
(6)-5 火葬能力等の把握 ① 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を検討し、地域感染期に備えて火葬又は埋葬を円滑に行う体制を整備する。	生活環境部

【海外発生期】

■ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

【目的】 国内発生に備えた体制の整備

- 【主な対策】**
- ① 市の全部局及び関係機関に準備を促す等警戒体制の整備
 - ② 西条市新型インフルエンザ等対策会議の開催
 - ③ 海外発生状況、特徴等について積極的な情報収集
 - ④ 市民への予防接種の実施体制構築の準備
 - ⑤ 市民への適切な情報提供及び注意喚起

(1) 実施体制

<p>(1)-1 危機管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の全部局及び関係機関に状況を周知し、対応の準備体制（警戒体制）を整える。 ② 状況に応じて、西条市新型インフルエンザ等対策会議を開催する。 (情報の集約・共有・分析及び市の実施体制の確認・検討) 	<p>保健福祉部 市民安全部 保健福祉部 市民安全部</p>
<p>(1)-2 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県及び東予地方局等の対策本部と実施体制や対応方法等についての確認、調整を行うなど連携体制を整える。 	<p>保健福祉部 市民安全部</p>

(2) サーベイランス・情報収集

<p>(2)-1 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外における発生状況等に関する情報収集に努める。 	<p>保健福祉部 市民安全部 関係部局</p>
--	---------------------------------

(3) 情報提供・共有

<p>(3)-1 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外の発生状況等について、市のホームページに必要な情報を掲載し、市民への注意喚起を行う。 ・国等が発信する最新情報の集約（海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合の必要な対策等） 	<p>保健福祉部 市民安全部 企画情報部</p>
<p>(3)-2 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民に対し、各保健所に設置される帰国者・接触者相談センターの周知を図り、相談・問い合わせに対応する。 ② 市民に対し、県が設置するコールセンターの周知を図り、一般的な問い合わせに対応する。 	<p>保健福祉部 保健福祉部</p>

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 感染拡大防止策の準備 ① 季節性インフルエンザ流行期等においては、市民に対し、基本的な感染予防策（手洗い・咳エチケット等）の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。	保健福祉部
4)-2 水際対策 国の感染症危険情報が発出された場合等において、国、県が行う周知及び要請について、県の要請を踏まえ、市民や市内事業者に周知等を行う。 ① 市民に対し、発生地域への渡航延期や退避の可能性の検討を周知する。 ② 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。 ③ 市内の各学校等に対し、発生国に留学中の在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。	保健福祉部 産業経済部 教育委員会
(4)-3 予防接種体制 (特定接種) ① 県の要請を踏まえ、特定接種（原則として集団接種）の実施体制の準備を行う。 ② 国及び県と連携し、市所属の地方公務員に対して、本人の同意を得て特定接種（原則として集団接種）を行う。 (住民に対する予防接種) ① 市民へのワクチン接種体制の構築の準備を進める。 ② 県内の市町と協議し、市外での広域的な接種ができる体制の構築を検討する。 ③ 医師会、事業者、学校関係者等と協力し、予防接種の具体的な実施方法の準備を進める。（接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等）	保健福祉部 保健福祉部 総務部 保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 教育委員会 産業経済部

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義 ① 国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。	保健福祉部
(5)-2 地域医療体制の整備 ① 県と連携し、外来協力医療機関、入院協力医療機関に対して、受入準備を要請する。 ② 一般医療機関に対し、感染を疑う者が来院した場合は、外来協力医療機関の受診を勧奨するよう周知する。 ③ 全ての医療機関に対し、必要な資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）の確保、院内感染防止の徹底、地域の医療機関相互の連携を要請する。	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部

<p>(5)-3 帰国者・接触者相談センターの利用</p> <p>① 市民等の問い合わせに対し、感染の疑いがある場合は、直ちに帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡し、外来協力医療機関の受診を勧奨する。</p>	保健福祉部
<p>(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 県と協力して患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場にいる者、医療従事者及び救急搬送従事者等に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう指導する。</p>	保健福祉部

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

<p>(6)-1 事業者の対応</p> <p>① 事業者等に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場での感染防止策や、重要業務の重点化に向けた取組みの準備を行うよう要請する。</p> <p>② 指定（地方）公共機関等に対し、業務計画を踏まえ、事業継続に向けた準備等を行うよう要請する。</p>	保健福祉部 産業経済部 産業経済部
<p>(6)-2 火葬体制</p> <p>① 火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体の保存対策、一時的安置場所の確保、火葬体制の維持の準備を進める。</p>	生活環境部 関係部局

【県外発生期（地域未発生期）】【県内発生早期（地域発生早期）】

■ 国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した状態

【目 的】 市内での感染拡大防止

- 【主な対策】**
- ① 新型インフルエンザ等対策本部の設置（情報共有、総合的な対策の検討）
 - ② 市民への情報提供の強化（基本的な感染予防策の勧奨等）
 - ③ 相談窓口の設置
 - ④ 医療体制の整備（感染症法に基づく患者対応）
 - ⑤ 予防接種の実施
 - ⑥ 要援護者への支援体制の準備
 - ⑦ 学校、事業所等に対する感染拡大防止の取組み準備の要請
 - ⑧ ライフライン確保の準備要請

（１）実施体制

<p>(1)-1 危機管理体制</p> <p>① 緊急事態宣言が出された場合は、特措法に基づく西条市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、情報共有を図り、総合的な対策を検討する。ただし、緊急事態宣言が出されていない場合であっても、県内で発生した場合、その状況に応じて対策本部を設置するものとする。</p>	<p>保健福祉部 市民安全部</p>
<p>(1)-2 関係機関等との連携</p> <p>① 愛媛県及び東予地方局等の対策本部との連携を図る。</p>	<p>保健福祉部 市民安全部</p>

（２）サーベイランス・情報収集

<p>(2)-1 情報収集</p> <p>① 新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について情報収集を強化する。</p>	<p>保健福祉部 市民安全部</p>
<p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>① 市内での新型インフルエンザ等の患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。</p>	<p>保健福祉部 教育委員会</p>

（３）情報提供・共有

<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 国等から収集した新型インフルエンザ等の情報を関係機関に提供する。</p> <p>② 国内外の発生状況等の情報及び今後の対策等についてホームページ等で情報を掲載し、市民への注意喚起を行う。</p>	<p>保健福祉部 関係部局 保健福祉部 企画情報部</p>
--	---

<p>③ 市民に対し、個人レベルでの感染予防策や患者となった場合の対応（受診方法等）を周知する。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>④ 学校・保育施設や職場での感染拡大防止策についての適切な情報を提供する。</p>	<p>保健福祉部 教育委員会</p>
<p>(3)-2 情報共有</p>	
<p>① 国や県、他市町、関係機関等との双方向での情報共有を強化し、対策方針の迅速な伝達と、対策の各現場の状況把握に努める。</p>	<p>保健福祉部 市民安全部</p>
<p>(3)-3 相談窓口</p>	
<p>① 引き続き、帰国者・接触者相談センター（保健所に設置）の周知徹底を図り、相談・問い合わせに対応する。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>② 県設置のコールセンターの周知徹底を図り、市民からの相談・問い合わせに対応する。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>③ 市の保健センターに相談窓口を設置し、健康相談を中心とする市民からの相談・問い合わせに対応する。</p>	<p>保健福祉部</p>

(4) 予防・まん延防止

<p>(4)-1 感染拡大防止対策</p>	
<p>① 市民に対し、基本的な感染予防策（手洗い・咳エチケット等）の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>② 県と連携し、患者発生に備え、患者への対応（治療・入院勧告等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）に関し、関係機関との調整・準備を確認する。</p>	<p>保健福祉部 関係部局</p>
<p>③ 医療機関、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう要請する。</p>	<p>保健福祉部 教育委員会 産業経済部 関係部局</p>
<p>④ 必要に応じ、学校・保育施設等における臨時休業の基準の見直しを検討する。</p>	<p>教育委員会 保健福祉部</p>
<p>⑤ 公共交通機関、公共施設、その他多数の人が集まる施設等に対し、適切な感染予防策を要請する。（利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等）</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>⑥ 県内発生時には、事業所に対し、感染症状が認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を要請する。</p>	<p>産業経済部</p>
<p>(緊急事態宣言がされている場合)</p>	
<p>県が行う以下の措置について対応する。</p>	
<p>① 市民に対し、区域、期間を定めて、必要な場合を除き外出を控えることや基本的な感染予防策の徹底を要請する。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>② 学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業等）の</p>	<p>保健福祉部</p>

<p>要請を行う。</p> <p>③ その他の施設、事業所等については、施設の使用制限又は感染対策の徹底の要請を行う。</p>	<p>教育委員会 関係部局</p>
<p>(4)-2 水際対策</p> <p>国の感染症危険情報が発出された場合等において、国、県が行う周知及び要請について、県の要請を踏まえ、市民や市内関係機関に周知等を行う。</p> <p>① 市民に対し発生地域への旅行延期や退避可能性の検討の勧告を周知する。</p> <p>② 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。</p> <p>③ 市内の各学校等に対し、発生国に留学中の在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。</p>	<p>保健福祉部 産業経済部 教育委員会</p>
<p>(4)-3 予防接種</p> <p>(住民接種)</p> <p>① 国が接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。</p> <p>② 市民への予防接種は、公共施設（保健センター、学校等）の活用又は医療機関に委託して、原則として集団接種の方法で行う。</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 特措法 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に基づく予防接種を実施する。</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部 教育委員会 保健福祉部</p>
<p>(5) 医療</p>	
<p>(5)-1 地域医療体制の整備</p> <p>① 市民に対し、外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）における診療体制の継続を周知する。</p> <p>② 一般医療機関に対し、感染を疑う者が来院した場合は、外来協力医療機関の受診を勧奨するよう周知する。</p> <p>③ 県内発生時には、必要に応じて、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部</p>

<p>(5)-2 患者等への対応</p> <p>① 患者に対しては、県と連携し、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し入院措置を行う。</p> <p>② 濃厚接触者（同居者等）、医療従事者、救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施や有症時の対応を指導する。</p> <p>③ 引き続き、帰国者・接触者相談センター（保健所）を通じて、外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）を受診するよう周知する。</p> <p>④ 可能な限り電話により、患者のトリアージを行い、感染疑いのあるものは帰国者・接触者相談センターに連絡し「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」の受診を、それ以外は一般の医療機関の受診を要請する。</p> <p>⑤ 患者移送は、原則として県保健所が行うが、必要に応じて消防の救急車による救急搬送を実施する。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部 消防本部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>消防本部</p>
--	--

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

<p>(6)-1 事業者の対応</p> <p>① 事業者等に対し、従業員への健康管理の徹底及び職場での感染予防策や、重要業務の重点化に向けた取組みを開始するよう要請する。</p>	<p>産業経済部</p>
<p>(6)-2 生活関連物資の価格の安定等</p> <p>① 市民に対し、食料品、生活必需品購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。</p> <p>② 事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>県と連携し、生活関連物資の適切な供給を図るため、必要な措置を講ずる。</p> <p>① 生活関連物資等の価格高騰や買占め・売り惜しみが生じないよう、調査・監視を行い、必要に応じて、関係業者団体等に供給の確保等の要請を行う。</p> <p>② 生活関連物資等の需給・価格動向等について、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>	<p>産業経済部 総務部</p> <p>産業経済部</p> <p>産業経済部</p> <p>産業経済部</p> <p>産業経済部</p>
<p>(6)-3 犯罪の予防・取り締まり</p> <p>① 警察署に対し、混乱に乗じた各種犯罪を防止するための取り締まりを要請する。</p>	<p>市民安全部</p>
<p>(6)-4 ライフラインの確保</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 水の安定供給、下水道の機能維持のために必要な措置を講ずるとともに、これらの施設等の衛生管理を徹底する。</p> <p>② 一般廃棄物の収集・処理業者に対し、感染防止策の徹底と適切な処理体制の</p>	<p>生活環境部</p> <p>生活環境部</p>

<p>維持を要請する。</p> <p>③ 電気、ガス、運送、通信、郵便事業を行う指定（地方）公共機関に対し、その供給又は運行等事業継続を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。</p>	産業経済部
<p>(6)-5 要援護者への生活支援 (緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 在宅の障害者や高齢者等要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p>	保健福祉部
<p>(6)-6 火葬体制 (緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</p> <p>② 火葬能力が限界を超える場合は、一時的に遺体安置の施設等を確保する。</p>	生活環境部 生活環境部 関係部局

【県内感染期（地域感染期）】

■ 県内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態

【目的】 健康被害の最小限抑制、医療体制の維持
市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑制

- 【主な対策】**
- ① 新型インフルエンザ等対策本部の強化
 - ② 市民への積極的な情報提供及び注意喚起
 - ③ 相談窓口体制の強化
 - ④ 学校、事業者等における感染拡大防止の取組み
 - ⑤ ライフライン・食料等の社会・経済機能の維持・確保
 - ⑥ 食料品、生活必需品の安定供給
 - ⑦ 要援護者、自宅療養患者等への支援強化
 - ⑧ 住民への予防接種を実施
 - ⑨ 全ての医療機関での診療体制に移行
 - ⑩ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止

(1) 実施体制

<p>(1)-1 危機管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 西条市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、発生状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を決定する。 緊急事態宣言がなされた場合は、特措法に基づく対策本部として設置する。 ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法に基づき、他の市町による代行、応援等の措置を活用する。 	<p>保健福祉部 市民安全部 保健福祉部 関係部局</p>
<p>(1)-2 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 愛媛県及び東予地方局、西条保健所の対策本部と密に連携し体制の強化を図る。 	<p>保健福祉部 市民安全部</p>

(2) サーベイランス・情報収集

<p>(2)-1 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内の発生状況、入院患者数、死亡者数等の情報の早期把握に努め、必要な対策を関係部局・関係機関に要請する。 	<p>保健福祉部</p>
<p>(2)-2 サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 患者数が増加した段階では、患者数の全数把握は中止し、学校等における集団発生の把握の強化を通常のスーベイランスに戻す。 	<p>保健福祉部</p>

(3) 情報提供・共有

<p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 国等から収集した情報を、速やかに関係機関に提供する。</p> <p>② 市のホームページ等により、市内外の発生状況等を掲載し、市民への情報提供及び注意喚起を行う。</p>	<p>保健福祉部 関係部局 保健福祉部 企画情報部</p>
<p>(3)-2 相談窓口</p> <p>① 保健所に設置されている相談窓口（帰国者・接触者相談センターは中止）の周知を継続し、相談・問い合わせに対応する。</p> <p>② 市の健康相談窓口の充実を図り、引き続き健康相談を中心とする住民からの相談・問い合わせに対応する。</p> <p>③ 健康相談以外の相談・問い合わせに対しては、対策本部又は各関係部局において対応する。</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部 関係部局</p>

(4) 予防・まん延防止

<p>(4)-1 感染拡大防止対策</p> <p>ウイルスの感染レベルに応じて、基本的対処方針に基づき、市において適用範囲、要請内容を決定する。状況の進展に応じて、回復期には、これら感染拡大防止対策を段階的に縮小する。</p> <p>① 市民に対し、引き続き、手洗い・咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。また、不要不急の外出を自粛するよう要請する。</p> <p>② 患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛規制、健康監視等）を中止する。</p> <p>③ 病院、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう要請する。</p> <p>④ 学校、保育所等での施設の使用制限（臨時休業等）を実施する。</p> <p>⑤ 事業所に対し、感染症状が認められた従業員の出勤停止及び受診勧奨を要請する。</p> <p>⑥ 公共交通機関、公共施設、その他多数の人が集まる施設等に対し、適切な感染予防策を要請する。（利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等）</p> <p>⑦ 市民に対し、できる限り外出を控えるよう要請する。</p> <p>⑧ 流行の状況に応じて、感染防止対策の緩和を検討する。</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合) 県が行う以下の措置について対応する。</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部 教育委員会 産業経済部 保健福祉部 教育委員会 産業経済部 関係部局 保健福祉部 保健福祉部 市民安全部</p>
---	---

<p>① 市民に対し、区域、期間を定めて、必要な場合を除き外出を控えることや基本的な感染予防策の徹底を要請する。</p> <p>② 学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業等）の要請を行う。</p> <p>③ その他の施設、事業所等については、施設の使用制限又は感染対策の徹底の要請を行う。</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部 教育委員会 関係部局</p>
<p>(4)-2 水際対策</p> <p>国、県が行う周知及び要請について、市民や市内関係機関に周知等を行う。</p> <p>① 渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。</p> <p>② 感染のおそれがある者に対し、国による不要不急の出国自粛の勧告がなされた場合、市民に周知する。</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部</p>
<p>(4)-3 予防接種</p> <p>(住民接種)</p> <p>① ワクチンの供給に合わせて、接種を実施する。（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>② 特措法第46条に基づく住民接種を進める。（予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種）</p>	<p>保健福祉部 保健福祉部</p>

(5) 医療

<p>(5)-1 医療体制及び患者への対応等</p> <p>① 県の判断に応じて医療機関に対して、外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）での診療、帰国者・接触者相談センター及び感染症法第19条に基づく入院措置等中止し、一般の医療機関でも診察できる体制に移行する。</p> <p>② 全医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診療を行うよう要請する。</p> <p>③ 入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、医療機関に周知する。</p> <p>④ 病床不足が予測される場合、公共施設や医療機関の空床の利用を検討する。</p> <p>⑤ 医療機関の人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう、関係機関に県からの要請を周知する。</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 県と連携し、県内及び市内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療の提供を行う体制を整える。その場合、状況に応じて入院患者を医療機関に移送する等順次閉鎖する。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
<p>(5)-2 在宅療養患者への支援</p> <p>① 自宅で療養する患者への支援等（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p>	<p>保健福祉部</p>

6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

<p>(6)-1 事業者の対応</p> <p>① 事業者に対し、従業員への健康管理の徹底及び職場での感染予防策や、重要業務の重点化に向けた取組みを継続するよう要請する。</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 指定(地方)公共機関や登録事業者に対し、事業の継続を引き続き要請する。</p>	<p>産業経済部</p> <p>産業経済部</p>
<p>(6)-2 生活関連物資の価格の安定等</p> <p>① 市民に対し、食料品、生活必需品購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。</p> <p>② 事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。</p> <p>(緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>県と連携し、生活関連物資の適切な供給を図るため、必要な措置を講ずる。</p> <p>① 生活関連物資等の価格高騰や買占め・売り惜しみが生じないよう、調査・監視を行い、必要に応じて、関係業者団体等に供給の確保等の要請を行う。</p> <p>② 生活関連物資等の需給・価格動向等について、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>	<p>産業経済部</p> <p>企画情報部</p> <p>産業経済部</p> <p>産業経済部</p> <p>産業経済部</p>

<p>(6)-3 犯罪の予防・取り締まり</p> <p>① 警察署に対し、混乱に乗じた各種犯罪を防止するための取り締まりを要請する。</p>	<p>市民安全部</p>
<p>(6)-4 ライフラインの確保 (緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 水の安定供給、下水道の機能維持のために必要な措置を講ずるとともに、これらの施設等の衛生管理を徹底する。</p> <p>② 一般廃棄物の収集・処理業者に対し、感染防止策の徹底と適切な処理体制の維持を要請する。</p> <p>③ 電気、ガス、運送、通信、郵便事業を行う指定（地方）公共機関に対し、その供給又は運行等事業継続を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。</p>	<p>生活環境部</p> <p>生活環境部</p> <p>産業経済部</p>
<p>(6)-5 要援護者への生活支援 (緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 在宅の障害者や高齢者等要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>(6)-6 火葬体制 (緊急事態宣言がされている場合)</p> <p>① 火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</p> <p>② 火葬能力が限界を超える場合は、一時的に遺体安置の施設等を確保する。</p>	<p>生活環境部</p> <p>生活環境部</p>

【小康期】	
■ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	
【目的】	市民生活及び地域経済の回復 流行の第二波に備えた体制の再整備
【主な対策】	① 実施した対策の評価、見直し ② 第二波に備えた対策の検討・実施（予防接種の実施、医療資器材の再整備、ライフラインの確保等） ③ 情報提供体制の維持 ④ 感染被害者対策（生活相談、メンタルヘルスケア等） ⑤ 西条市新型インフルエンザ等対策本部の縮小・廃止

(1) 実施体制

(1)-1 危機管理体制	
① 西条市新型インフルエンザ等対策本部の段階的な縮小を行う。	保健福祉部 市民安全部
② 緊急事態宣言解除がされた場合は、対策本部を廃止する。	保健福祉部
(1)-2 行動計画等	
① これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画等の見直しを行う。	保健福祉部

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集	
① 引き続き、国内外における発生状況等について、必要な情報を収集する。	保健福祉部
(2)-2 サーベイランス	
① 通常のサーベイランスを継続する。	保健福祉部
② 再流行を早期に探知するため、学校等での集団発生の把握を強化する。	保健福祉部 教育委員会

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供	
① 流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を継続する。	保健福祉部 市民安全部 企画情報部
② 流行の第二波に備え、情報提供体制の評価、見直しを継続する。	保健福祉部 市民安全部
(3)-2 相談窓口	
① 県内及び市内における感染動向を踏まえつつ、相談窓口を縮小する。	関係部局

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 感染拡大防止策 ① 市内及び県内の流行状況を見ながら、要請又は指示した感染予防策を中止する。 ② 流行状況を見ながら、学校等の臨時休業や集会の自粛等の解除を検討する。	関係部局 保健福祉部 教育委員会
(4)-2 感染被害者へのメンタルヘルスケア等 ① 感染被害者（近親者を失った者、養護者を失った児童・高齢者・障害者等）に対し、生活相談、健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。	保健福祉部
(4)-3 予防接種 ① 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 (緊急事態宣言がされている場合) ② 流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。	保健福祉部 保健福祉部

(5) 医療

(5)-1 医療体制 ① 以下について、県の要請があった場合、適宜協力する。 ・医療機関に対し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制へ戻すことを要請する。 ・医療機関に対し、流行の第二波に備え不足している医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）や医薬品の確保を要請する。 ② 関係者と連携し、流行の第二波に備え、流行時の医療体制の見直しを行う。	保健福祉部 保健福祉部 保健福祉部
--	---------------------------------

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 事業の継続 ① 流行の第二波に備え、指定（地方）公共機関等の事業継続を支援する。 ② 各地域の感染動向を踏まえつつ、一般事業者の業務再開時期を周知する。	産業経済部 産業経済部
(6)-2 遺体の火葬体制 ① 遺体の火葬体制を通常時の体制に戻させ、遺体の一時的安置施設等の撤去を行う。	生活環境部
(6)-3 ライフライン等の確保 ① 水道、下水道、一般廃棄物収集・処理業務については、通常の業務体制に回復させ、安定的な供給又は利用体制の維持を図る。 ② 電気、ガス、運送、通信、郵便事業を行う指定（地方）公共機関に対し、第二波に備えた供給又は運行等事業継続を維持するよう要請する。	生活環境部 産業経済部

資料 1

【用語解説】

(五十音順)

《あ行》

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

《か行》

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

《さ行》

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分布が行われている。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○ 咳エチケット

- ・咳、くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。
- ・マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れましょう。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしよくふ）製マスクの使用が推奨されます。N95 マスク等のより密閉性の高いマスクは適していません。

※一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人（特措法第2条第6号）で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関（法第2条第7号）

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもの（特措法第2条第7号）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

《た行》

○ 鳥インフルエンザ

A 型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来の H5N1 亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ (H5N1)」という。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行なうために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

《は行》

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

資料 2 西条市新型インフルエンザ等対策本部条例 (H25. 3. 28 制定 25. 4. 13 施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、西条市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 西条市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

◆ 西条市新型インフルエンザ等対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	常勤監査委員、総務部長、消防長、市民安全部長、産業経済部長、生活環境部長、教育委員会管理部長、教育委員会指導部長、東予総合支所長、丹原総合支所長、小松総合支所長、警防課長、総務課長、危機管理課長、学校教育課長、社会教育課長、秘書課長、職員課長、総合政策課長、高齢介護課長、女性児童福祉課長、市民生活課長、商工振興課長、その他関係職員
(事務局長)	保健福祉部長
(事務局)	健康医療推進課(課長及びその他の職員)

資料 3

西条市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策に関する業務を迅速かつ効果的に推進するため、西条市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（任務）

第2条 対策会議は、西条市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、西条市新型インフルエンザ等対策本部が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等に関する情報の収集、初期啓発、市民生活の確保のために事前準備や対策を講じる。

（組織）

第3条 対策会議は、会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は対策会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

4 対策会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

（事務局）

第4条 対策会議の事務局は、保健福祉部健康医療推進課に置き、事前準備から発生の各段階に応じ、危機管理課との分担と連携により運営に当たる。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策会議について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1

◆西条市新型インフルエンザ等対策会議の組織

会 長	保健福祉部長
副会長	総務部長
委 員	消防長、市民安全部長、産業経済部長、生活環境部長、 教育委員会管理部長、教育委員会指導部長、 東予総合支所長、丹原総合支所長、小松総合支所長、 警防課長、総務課長、危機管理課長、学校教育課長、社会教育課長、 総合政策課長、高齢介護課長、女性児童福祉課長、市民生活課長、 商工振興課長 その他関係職員
（事務局）	健康医療推進課（課長及びその他の職員）

資料 4

新型インフルエンザ等対策の実施体制

